

重要事項説明書

(訪問看護及び介護予防訪問看護事業)

指定訪問看護及び介護予防訪問看護事業所
士別市立病院訪問看護ステーションあゆみ

当事業所は、利用者に対して指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を提供いたします。

事業者及び事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明いたします。

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談窓口
電話 0165-23-2166 FAX 0165-22-1827
管理者 寺崎 里香
※ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

1. 事業者概要

事業者名称	士別市
主たる事務所の所在地	士別市東11条5丁目3029番1 士別市立病院3階
代表者名	士別市病院事業管理者 岩野 博俊
電話番号	0165-23-2166

2. 事業所概要

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称	士別市立病院訪問看護ステーションあゆみ
事業所の所在地	士別市東11条5丁目3029番地1 士別市立病院3階
開設年月	平成30年1月1日
介護保険事業所番号	0163290059
管理者氏名	寺崎 里香
電話番号	0165-23-2166
FAX番号	0165-22-1827

(2) 職員の配置状況

職種	人数（常勤）	従事する業務内容
管理者（看護師）	1名	職員管理業務等
看護師	6名	サービス利用の受付
理学療法士等	13名	訪問看護計画の作成 訪問看護サービスの提供等

(3) 事業の実施地域及び営業時間等

実施地域	士別市
営業日	月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日までは休業）
営業時間	8：30～17：00

(4) 運営方針・目的

- ① 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、療養生活の支援及び心身機能の維持回復を目指します。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療や福祉及び介護サービス事業者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③ 士別市立病院は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

3, サービスの内容

- (1) 病状及び障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事、排泄等日常生活の世話
- (4) 檻瘡の予防、処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他主治医の指示による医療処置

4, 利用料等

(1) 介護保険法に基づく訪問看護を受ける場合（介護保険適用）

介護保険法適用の対象は、要介護認定又は要支援認定を受けた方です、介護保険適用の場合は、以下の①～④の利用料等がかかります。

- ① 介護保険法のに基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表（別紙1）に定

める額。ただし、公費負担医療の受給者等は利用料が公費で支払われる場合があります。なお、ケアプランの未作成の場合など法定代理受領できない場合は、基準額全額をお支払いいただきます。この場合、利用料の一部を後日、市町において償還払いが受けられます。

- ② 利用者が 1 時間 30 分を超えて訪問看護サービスを受ける場合や、死後の処置を希望される場合は、事業所が別に定める料金をお支払いいただきます。
- ③ 事業所が利用者宅訪問時に利用中止等が発生した場合は、介護保険法等に基づく訪問看護利用料金表（別紙 1）に定める交通費に準じて、交通費をお支払いいただきます。
- ④ 利用者は正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を 2 か月以上滞納した場合、事業者は 1 か月以上の期間を定めて請求します。その支払期限までに利用料の支払いがない場合には、契約を解除する旨の勧告をする場合があります。

（2） 健康保険法等に基づく訪問看護を受ける場合（医療保険適用）

医療保険適用の対象者は、次のア～オのいずれかに該当する方です。医療保険適用の場合、以下の①～④の料金がかかります。

- ア 40歳未満の方
- イ 要介護認定及び要支援認定で非該当と判定されたとき
- ウ 厚生労働大臣が定める疾病等の方
- エ 介護保険の第 2 号被保険者で特定疾病の対象とならない方
- オ 主治医より頻回の訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた方

- ① 健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表（別紙 2）に定める額。ただし、公費負担医療の受給者等は基本利用料が公費で支払われる場合があります。
- ② 利用者が休業日や 1 時間 30 分を超えて訪問看護サービスを受ける場合又は、死後の処置を希望される場合は、事業所が別に定める料金をお支払いいただきます。
- ③ 交通費として、事業所が別に定める料金をお支払いいただきます。なお、事業所が利用者宅訪問時に利用中止等が発生した場合も、同様に交通費をお支払いいただきます。
- ④ 利用者は正当な理由なく事業所に支払うべき利用者負担金を 2 か月以上滞納した場合、事業者は 1 か月以上の期間を定めて請求します。その支払期限までに利用料の支払いのない場合には、契約を解除する旨の勧告をする場合があります。

5. 訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。

訪問看護師を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

6. サービスに関する苦情窓口

(1)当事業所に対する苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けます。

※祝日は営業日以外となるため除きます。

士別市立病院 訪問看護ステーション あゆみ	管理者 寺崎 里香 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話 0165-23-2166 FAX 0165-22-1827
-----------------------------	---

(2)当事業所以外に、お住いの市町の介護保険担当課及び下記の国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

ア 士別市役所 健康福祉部高齢者福祉課	住所 士別市東6条4丁目1番地 電話 0165-26-7749
地域包括支援センター	電話 0165-26-7754
イ 北海道国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口（介護保険）	住所 札幌市中央区南2条西14丁目 電話 011-231-5175
ウ 北海道厚生局医療課（医療保険）	住所 札幌市北区北8条西2丁目1-1 電話 011-796-5105

7. 緊急時及び事故発生時の対応方法

(1)緊急時及び事故発生時にあっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡します。

(2)当事業社の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。

8. 第三者評価の実施状況

第三者評価の 実施状況	有	実施年月日	年 月 日
		評価機関の名称	
		結果の開示	有・無
	無		

9. 個人情報の取り扱い

当事業所が行う訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密を保持します。職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことはありません。

(1)利用者への訪問看護の提供に必要な利用目的

- ア 事業者の内部での利用に係る事例
・当該事業所が提供する訪問看護

- ・介護保険、医療保険事務
- ・会計、経理事務
- ・事故等の報告
- ・当該利用者へのサービスの向上
- ・その他、利用者に係る管理運営業務

イ 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ・居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等との連携、サービス担当者会議、照会への回答書
- ・サービス提供等に際し、かかりつけ医、連携医療機関、薬局等への照会と報告
- ・他の医療機関、介護保険施設等への照会や報告
- ・その他の業務委託
- ・家族等への心身の状態説明
- ・審査支払機関へのレセプト（診療報酬明細書）の提出
- ・審査支払機関または保険者からの照会に対する回答
- ・損害賠償責任保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
- ・事故等発生時の市町等への報告と照会への回答

（2）上記以外の利用目的

事業所内部での利用にかかる事例

- ・訪問看護の維持、改善のための基礎資料
- ・事業所等において行われる学生等の実習、調査等への協力

10, その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- （1）看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- （2）看護師等に対する贈り物や飲食等でのもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- （3）災害や悪天候により、予定の訪問ができない場合は、計画の変更、対処方法等を連絡いたします。
- （4）ペットを飼っている場合は、訪問の間はできるだけ他の部屋に移していただくようご協力お願いします。
- （5）**暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。**

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

年　　月　　日

事業者名称	士別市
事業所の所在地	士別市東 11 条 5 丁目 3029 番地 1　士別市立病院 3 階
指定訪問看護事業所	士別市立病院
指定介護予防訪問看護事業所	訪問看護ステーションあゆみ
説明者氏名	印

私は、本書面により事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所 氏名 印
署名代行者	住所 氏名 印 続柄